

北海道公立小中学校教職員広域人事実施要項（案）

（平成22年 月 日教育長決定）

1 目的

教職員の全道的な適正配置を推進することにより、地域における学力向上や生徒指導等教育課題の改善に取り組み、もって、全道的な教育水準の維持向上を図ることを目的とする。

2 実施方法

広域人事の実施に当たっては、（１）及び（２）を基本とするが、（３）についても実施することが出来るものとする。

（１）全道14管内を隣接する5地域に区分し、当該地域内の異動とする。

なお、地域内の異動に当たっては、教職員の平均年齢の高い管内（以下「年齢の高い管内」という。）と平均年齢の低い地域を有する管内（以下「年齢の低い管内」という。）との間での異動を基本とする。

区分	年齢の高い管内	年齢の低い管内
道央A地域	空知及び胆振教育局管内	日高教育局管内
道央B地域	石狩教育局管内	後志教育局管内
道南地域	渡島教育局管内	檜山教育局管内
道北地域	上川教育局管内	留萌、宗谷及びオホーツク教育局管内
道東地域	十勝教育局管内	釧路及び根室教育局管内

（２）石狩管内と平成23年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考実施要領（平成22年5月14日北海道教育委員会告示）で地域枠として指定した管内（日高、宗谷及び根室教育局管内）との間での異動

（３）（１）及び（２）以外の管内を異にする異動

3 対象者

教諭のうち、次に掲げる者とする。

（１）年齢の高い管内にあっては、10年経験者研修を修了した者で、かつ、おおむね35歳以上40歳以下のもの

（２）年齢の低い管内にあっては、少なくとも1校に勤務した者で、かつ、おおむね26歳以上30歳以下のもの

4 対象者の推薦及び決定

（１）市町村教育委員会は、広域人事候補者推薦書（別記第1号様式）を作成し当該市町村の所在する地域を管轄する教育局長に提出するものとする。

（２）（１）の規定により提出された推薦書を受理したときは、教育局長は、意見を付して総務政策局長あて提出するものとする。

（３）総務政策局長は、広域人事候補者として認定したときは、教育局長を経由して、市町村教育委員会あて通知するものとする。

5 異動発令

教育局長は、この要項の目的が達成できる学校に広域人事候補者を発令するものとする。

6 広域人事の実施期間

広域人事の実施期間は、原則3年とする。

7 広域人事実施後の取扱い

- (1) 広域人事終了後は、異動元の管内で勤務するものとする。
- (2) 教育局長は、広域人事終了者について人事施策上考慮するものとする。

8 その他

- (1) その他、必要な調整は本庁が行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、本要項の実施に関し必要な事項は、総務政策局長が別に定めるものとする。

【参考資料】

広域人事の組合せモデル（総数34名）

※ 異動者数は、制度導入から3年後の平成25年度以降、その年度に他管内に勤務する教員総数が100名以上となることを目標として実

